

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年3月9日
四国貯蓄信用組合
金融整理管財人

1. はじめに

当組合は、平成12年5月12日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行いました。これを受けて、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成12年10月19日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年5月12日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

II. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人の下に弁護士1名、公認会計士1名、金融整理管財人補佐人1名と四国貯蓄信用組合管理部長1名とで構成する「内部調査事務局」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構、捜査当局との協議・情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告いたします。

2. 旧経営陣に対する役員退職慰労金の返還請求等について

金融整理管財人は、旧経営陣に対する責任追及の一環として、旧経営陣が受領した役員退職慰労金の返還請求を行っております。

この結果、平成11年に辞任した代表役員（理事長：平成2年5月～平成11年6月）から役員退職慰労金の全額返還を受けております。

更に、過去10年間に退職した他の代表役員2名に対しても役員退職慰労金の返還を求めたところ、平成12年11月に1名から全額返還されました。なお、役員退職慰労金の返還がなされていない1名については、交通事故による脳障害のため交渉不能の状態にあります。

また、破綻時の理事長及び専務理事をはじめ、全理事、監事については役員退職慰労金は不支給とし、さらに、破綻公表後当組合の業務運営のため引き続き理事等としての職務を命じた者についても役員退職慰労金の支給は行いません。

3. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、内部調査事務局での調査の他に、預金保険機構特別業務部の調査及び捜査当局との協議を通じて、当組合における旧経営陣の金融犯罪該当行為等の有無について明らかにするべく、多額の不良債権が発生した原因となった大口貸出先への融資案件等について、情報提供等全面的な協力を行ってきているところです。

4. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

まず、当組合が破綻するに至った要因である「債務者の実態等を正確に自己査定に反映していなかったことにより多額の不良債権を内包したこと」について、違法性が認められるかどうかを調査致しました。

次に、個別融資案件については、大口貸出先（11グループ：39先）に対する融資案件を網羅的に調査致しました。

(2) 調査結果

貸出金査定時において「支援を名目にⅢ分類該当貸出金をⅡ分類に止める」としていたことや、「地価下落局面において不動産担保評価の定期的な見直しを行わず、実勢価格を上回った不動産担保評価額を基に回収可能額を算出していた」ことにより多額の不良債権を内包したことについては、極めて問題のある行為と判断せざるを得ません。

また、個別融資案件についても、貸出先の企業内容の把握が不十分である他、担保評価が甘いことから貸出金の保全が不十分であるなど、貸出審査に問題点が見受けられます。

(3) 調査結果に基づく検討

当組合の旧経営陣に対する責任追及については、金融整理管財人就任以後直ちに「内部調査事務局」を設置し、様々な調査を行いました。自己査定
の甘さや個別融資案件にかかる調査の結果では明らかに民事賠償責任に結び
つくまでの具体的な法令違反は認められておりません。

① 自己査定等について

自己査定基準等の運用においては、債務者個々に対する査定判断に意図
的なものが働いたか否かの判定や、自己査定
の甘さが当組合の損害に直接的に結びつ
いたか否かの判定が困難であり、残念な
がら現時点では責任追及に踏み切るま
でには至りませんでした。今後、(株)整
理回収機構による調査等により新た
な事実が判明する可能性があることか
ら、(株)整理回収機構において引き続
き責任追及が行い得るよう旧経営陣に
対する損害賠償請求権等を(株)整理回
収機構に譲渡する予定です。

② 個別融資案件について

平成5年以降の大口貸出について、貸出稟議書、融資審査委員会議事録
等により、融資審査の実態を調査するとともに、融資先グループ企業全体
を合算した最終取引での保全状況の推移を重点的に調査いたしました。そ
の結果、融資先グループでの主幹企業以外に、役員個人、保証人及び関連
企業の保全不足により、殆どの融資先グループの総合取引で保全不足が増
加することとなっているなど貸出審査時における問題点が見受けられまし
た。

また、多額の貸出しを行っていた融資先グループについては、預金保険
機構及び(株)整理回収機構との綿密な相談・検討を行ったうえで、更に、貸
出稟議書等の詳細な調査を行うとともに、融資先グループ内企業間での資
金の流れ等についても調査を行いました。現時点においては、民事賠償
責任に結びつくまでの具体的な法令違反が認められなかったことから、残
念ながら責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。今後、(株)整理回
収機構による調査等により新たな事実が判明する可能性があることから、
(株)整理回収機構において引き続き責任追及が行い得るよう旧経営陣に対す
る損害賠償請求権等を(株)整理回収機構に譲渡する予定です。

5. 貸出を原資とした出資金問題について

当組合は、平成8年3月末の自己資本比率が2.52%と脆弱であったことから、これを増強するため、平成8年度に当時の経営陣は出資増強運動を行いました。

この結果、出資金残高は平成8年3月末の561百万円から平成9年3月末には1,419百万円に増加しております。

平成12年5月12日の当組合の破綻公表以降、当組合は出資者に対し出資金は返還できないとの基本方針で臨んでまいりましたが、借入金で出資した者から、出資要請当時の組合の説明等に問題があったとして、通謀虚偽表示、錯誤による意思表示、詐欺による意思表示等を理由に、当該貸出金の債務不存在確認訴訟が提起されております。

当組合は、本件訴訟について、内部務調査事務局で当時の経営陣及び関係職員から事情聴取を行い、預金保険機構等と綿密に協議したうえで、消費貸借契約も出資も法的事実であること、出資リスクは一般常識であること、当組合側に詐欺の故意がないことなどとして反論しております。

仮に、上記裁判で当組合の主張が認められない場合には、旧経営陣の民事上の責任が発生する可能性が残されているものと考えられますが、同裁判は継続中であり、現時点では結論が出る迄には至っておりません。

6. 今後の対応

上記に記載した案件以外についても、今後、株式会社整理回収機構において引き続き責任追及が図られるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を株式会社整理回収機構に譲渡いたします。